

こちら 消防

119

山口県山火事防止運動

3月1日(水)～31日(金)

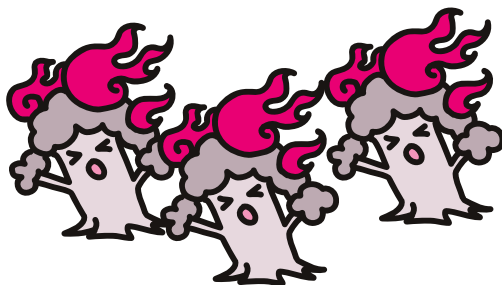
緊急時には119番

消防本部 (☎83-0119)

～火の用心 森の恵みを 未来まで～

寒い冬から暖い春へバトンタッチをしようとするこれからは、山の手入れやハイキングなどで入山する人が増えてきます。空気が乾燥し季節風が吹くこの時季に、頻繁に発生するのが「山火事」です。

山口県では3月1日から31日まで「山口県山火事防止運動」を実施します。山で仕事をする人、ハイキングなどで入山する人は、火の取り扱いに十分注意しましょう。



林野での火気取り扱いの注意 ▶▶▶

- ▶ 枯れ草などがある火事が起こりやすい場所ではたき火をしない。
- ▶ たき火などをしているときは、その場を離れない。
- ▶ 風が強いときや乾燥しているときは、たき火や火入れをしない。
- ▶ 火入れなどを行うときは、事前に関係機関に連絡をするか許可を得る。
- ▶ タバコはできるだけ吸わない。また、タバコを吸った場合は確実に火を消し、投げ捨てはしない。

消費生活相談

～こんなときどうする？～

アパートを退去する際の原状回復とは・・・

【相談】

アパート退去の際、敷金の返還を求めたところ、家主から原状回復の工事費用が敷金を上回っていると言われ、逆に不足分を支払うよう請求されたが払わないといけないのだろうか。原状回復とはどういうことを言うのか。



工事費用の明細書を取り寄せ、賃貸借契約書の内容（退去時の修繕費用の負担区分）を確認し、家主と話し合うよう助言した。

【ワンポイント講座】

賃貸借契約書に「退去時には原状回復する」という内容がある場合の原状回復とは、「借主が大幅に室内を改装したり、不注意により室内を汚したり、壊した場合に元に戻す」ということであって、借主が借りた当時の状態に戻すことではありません。

通常の使用による損耗分とそれ以外の区分については、契約書の内容や当事者間の協議事項にもよりますが、判断が難しい場合もありますので、民間賃貸住宅の退去時における原状回復について国土交通省が示した一般的なルール「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考にしながら家主と納得いくまで話し合うことが大切です。

また、賃貸借契約をする前には、退去時の原状回復などについて契約事項をしっかりと確認し、入居時や退去時に、家主と借主双方が立会いのもと、チェックリストを作成したり、写真を撮ったりして物件の状況を確認しておくことが有効と言えます。

【問い合わせ先】

商工労働課内消費生活相談窓口 (☎82-1150)

総合事務所産業課内消費生活相談窓口 (☎71-1642)

広告